２　講習受講者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一　財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二　前号の書面の謄本又は抄本の請求

三　財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるもの（受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものに限る。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ　一定の情報を確実に記録しておくことができるものをもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（登録の取消し等）

［新設］

第二条の十二　経済産業大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第一条第一項の登録を取り消し、又は期間を定めて講習業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第二条の三第一項第一号に適合しなくなつたとき。

二　第二条の三第三項、第二条の五第四項又は第二条の七第三項の規定による勧告に従わなかつたとき。

三　第二条の六、第二条の七第一項、第二条の八又は第二条の九第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四　第二条の十又は次条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五　前条第一項の規定に違反して、財務諸表等を作成せず、又は備え置かなかつたとき。

六　正当な理由がないのに前条第二項各号に掲げる規定による請求を拒んだとき。

七　第二条の十四第二項の規定による公示を行わなかつたとき。

八　不正の手段により第一条第一項の登録を受けたとき。

（報告の徴収）

［新設］

第二条の十三　経済産業大臣は、講習の実施に必要な限度において、登録講習機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

（公示等）

［新設］

第二条の十四　経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる事項を公示しなければならない。

第一条第一項の登録をしたとき。	一　講習業務の開始年月日 二　登録講習機関の名称及び住所 三　講習業務を行う事務所の名称及び所在地